

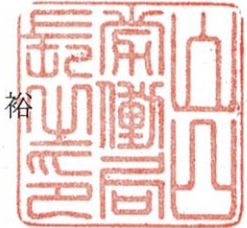
山運輸第179号
山口労発基0804第1号
20230719中国第7号
山ト協発第49号
令和5年8月8日

山口県経営者協会
会長 山本 謙 殿

国土交通省中国運輸局山口運輸支局 支局長 坪倉 勇



厚生労働省山口労働局 局長 名田 裕



経済産業省中国经济産業局 局長 實國 慎一



一般社団法人山口県トラック協会 会長 喜多村 誠



トラック運送事業の取引環境適正化・労働環境改善に向けた
取組に関する周知のお願いについて

平素より格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

トラック運送事業は国内物流の基幹産業として我が国の経済成長と国民生活を支える重要な役割を担っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響や燃料費等の上昇など世界的な物価高の影響により、大変厳しい経営環境に置かれています。

さらには、令和6年4月から適用される時間外労働の上限規制やトラック運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準告示」という）が改正され、運転者一人当たりの労働

時間が短くなることから、物流の適正化・生産性について対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力が不足するという「トラック物流の2024年問題」が懸念されています。

こうした中、担い手を確保し、物流を持続可能なものとしていくためには、着荷主を含む荷主や一般消費者も一緒になって、それぞれの立場で担うべき役割を再考し、物流が直面している諸課題の解決に向けた取組を進めることが必要不可欠であることから、昨年9月に関係各省が連携して「持続可能な物流の実現に向けた検討会」を設置し、その議論を踏まえて、今夏中に最終とりまとめを決定する予定としています。

さらに、3月31日には、内閣官房長官を議長とする「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」が開催され、関係各省が緊密に連携して、緊急に取り組むべき抜本的・総合的な対策として、6月2日に「物流革新に向けた政策パッケージ」が取りまとめられました。

また、同「政策パッケージ」に基づく施策の一環として、経済産業省、農林水産省、国土交通省は発着荷主企業・物流事業者が早急に取り組むべき事項をまとめた「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」を策定するとともに、国土交通省では、荷主企業・元請運送事業者への監視体制を緊急に強化し、貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」、「要請」等による荷主対策の実効性を確実にするため、「トラックGメン」を7月21日に創設しております。

これまでも、政府としては、荷主への働きかけや標準的な運賃の浸透、取引先との共存共栄を目指し、オープンイノベーション等の新たな連携や価格決定方法をはじめとした下請企業との望ましい取引慣行の遵守に取り組むことを発注者側の立場から宣言するパートナーシップ構築宣言の拡大、毎年9月と3月の価格交渉促進月間による価格転嫁等の取引適正化に向けた取組、時間外労働の上限規制等の周知、トラック運転者の長時間労働削減に向けた支援等を実施してきたところですが、これらの施策をさらに推進するためには荷主等の理解と協力の下、荷待ち時間の削減や適正な運賃收受等によりトラック運転手の労働時間等を改善していくことが急務となっています。

つきましては、トラック運送事業の取引環境適正化・労働環境改善に向けた取組について、貴会傘下の会員各社にご理解とご協力をいただけるよう、下記事項の周知等にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

運賃については、適切なコストに基づき、荷主、元請事業者、下請事業者が協議を行い決定する必要があることから、価格交渉の申出をしやすい環境の整備を図り、トラック運送事業者から運賃交渉の申出があった場合には積極的に応じ、燃料費等のコスト上昇分を考慮した上で、十分に協議を行っていただくこと。

また、運送を依頼する際は、トラック運送事業者が改正改善基準告示の内容を遵守できるよう、長時間の荷待ちを発生させないこと等について配慮を行っていただくこと。

【参考】関係各省の取組・施策等

- ・我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu_kakushin/index.html
- ・物流革新に向けた政策パッケージ
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu_kakushin/pdf/seisaku_package.pdf
- ・トラックGメンの創設について
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000116.html
- ・持続可能な物流の実現に向けた検討会
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sustainable_logistics/index.html
- ・持続可能な物流の実現に向けた検討会最終とりまとめ案
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sustainable_logistics/pdf/011_02_00.pdf
- ・標準的な運賃の告示
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000213.html
- ・「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト
<https://www.biz-partnership.jp/>
- ・価格交渉促進月間
<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230228002/20230228002.html>
- ・時間外労働の上限規制-働き方改革特設サイト-
<https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/overtime.html>
- ・トラック運転者の改善基準告示が改正されます！
<https://www.mhlw.go.jp/content/001071672.pdf>
- ・自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト
<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>
- ・適用猶予業種の時間外労働の上限規制特設サイト [はたらきかたススメ](https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp)
<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp>



荷主・元請運送事業者の皆さまへ



STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、
自動車運転者の長時間労働の要因
となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも
長時間の荷待ちの改善に向けて
ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、
ぜひ**前向きに検討をお願いします。**



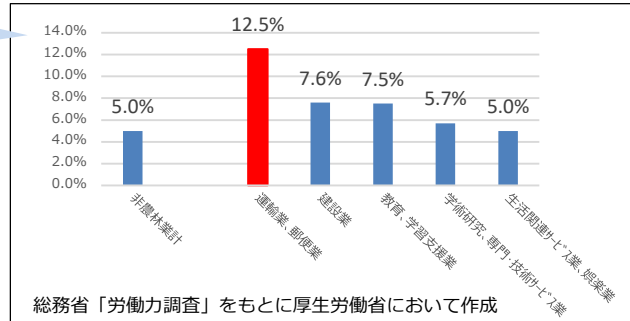
道路貨物運送業の実態

⚠️ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

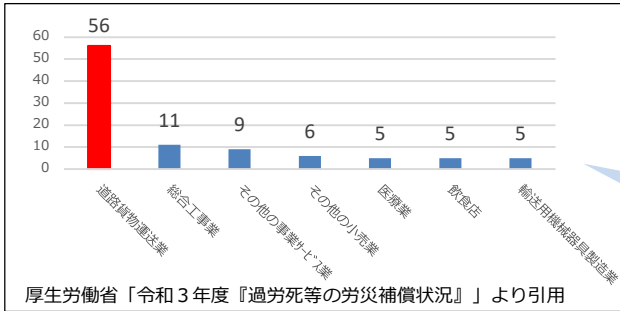
道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあります

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（上位業種）

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



脳・心臓疾患の支給決定件数（上位業種）



過労死等の労災支給決定件数も最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示※が定められており道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません

※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）
トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは見直しが困難なものもあります

社会インフラである「物流」の現状

⚠️ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難

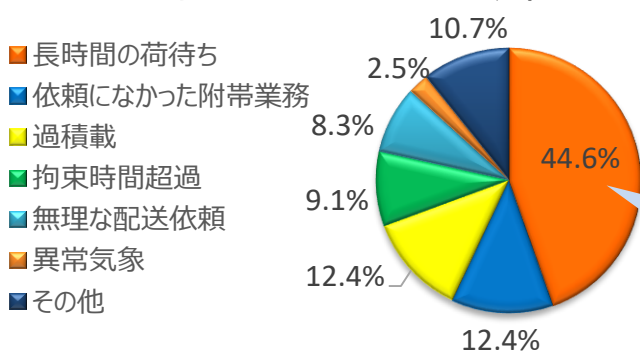


国民生活や経済活動に不可欠な社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為の割合（R4.11.30時点）



国土交通省は違反原因行為※が疑われる荷主に「働きかけ」等を行っています

※ 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で荷主都合による長時間の荷待ちが約半数を占めています

1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。**

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会 (2019/08))

改善した現場の声



荷待ち車両がいなくなって、敷地が有効活用できるようになり、近隣住民の方からの苦情もなくなりました。

構内のリフトマンや荷受け作業員の作業の平準化につながりました。おかげで、ミスも減りました。



荷待ち時間解消のため出荷順に合わせた荷置きを行ったらピッキング作業などが減り、自社の積込み時間が削減できました。

注文からお届けまでの期間に余裕を持たせることで、安定した物流サービスを受けることができますね。



2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、**トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。**
また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できないような発注を行うことはやめましょう。**




改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に**事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。**
労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。**




「荷主」って誰のこと？



当社は商品を受け取る
だけなので
関係ないですね。

荷物の受け取り先



大きい会社のことかな。
うちは小さいから関係
ないはずね。

中小企業



いえいえ。

荷主というのは、
荷物の出し手である**発荷主**だけではなく、
荷物の受け取り手である**着荷主**も該当します。
また、**会社の規模**なども関係ありません。
皆さんの行動も、トラックドライバーの方の
長時間労働の削減のためにとても大切です。

お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、
都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。
ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		